

こども・若者からの意見聴取・反映について

こども基本法 第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）より

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Ⅰ. こども計画策定に係るこども・若者からの意見聴取・反映の実施

下記の意見聴取で得られた結果を取りまとめ、(仮称)枚方市こども計画への反映について検討します。

(1) こども計画の内容に係る意見聴取

こども計画（素案）の前段階にあたる「中間整理（案）」について、こどもの年齢や発達の程度に応じて、読みやすく理解しやすい「**やさしい版**」を作成するとともに、できる限り回答しやすいような質問項目を設定したうえで、意見を聴取します。

【聴取の方法】

①小学生・中学生

- ・QR付きのチラシ等を**タブレットから配信**。回答は任意。自宅にて回答。
- ・こども計画の「**やさしい版**」を読んだうえで、質問項目に答えてもらう。(選択式ではなく、自由記述)

②高校生～30代、子育て当事者

- ・**SNS、広報、就学前施設や高校、大学へのチラシ配布**等で意見募集。
- ・こども計画の「**中間整理（案）概要版**」を読んだうえで、質問項目に答えてもらう。

③ 声を聴かれにくいこども・若者

- ・就学前児童や障害のあるこども、ひきこもりもしくはその経験のある若者などについては、保育所（園）や学校などの生活の場や活動の場へ出向き、**対面によりヒアリング**を行う。
- ・意見を言いやすいように普段から接している**先生等に同席**してもらう等の配慮も行う。

(2) これまで実施してきた意見聴取

これまで実施してきたこども計画策定やその他の目的で実施してきたアンケート調査においては、直接、こども計画に対する意見ではありませんが、こども・若者、子育て当事者から、本市こども・若者施策に対する様々なご意見をいただいています。

これらのご意見に関しても、意見聴取として、計画への反映に関する検討材料とします。

2. 本市庁内統一的な意見聴取のしくみづくり

庁内各課がこども施策を実施等するにあたって、目安となるような庁内統一的な意見聴取のしくみを構築するべく、検討を進めます。

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より

こども基本法 11 条で規定されているこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。～（中略）～。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます

<参考事例>

こども若者★いけんプラス（こども家庭庁において実施）

小学生～20 代までのこども・若者にモニター登録を募り、こども家庭庁や各府省庁がこども等に係る施策を実施等する都度、施策に関するテーマをモニターに提示し意見を聴いています。また、登録したこども・若者から意見を伝えたいテーマを募り、そこで決められたテーマについて話し合い、意見を聴くような取り組みも行っています。

3. その他

- ・本市「子どもを守る条例」第 12 条に定める子どもの社会参加等の推進に則り、こども・若者が自由に意見を表明しやすい気運の醸成に向けて、イベントを実施するなど周知・啓発に取り組みます。
- ・こども計画策定後も、計画の進行管理を行うとともに、こども基本法 11 条によるこども施策に対するこども等の意見の反映を実施するなどして、計画の見直し等を行っていきます。